

昨今のドイツにおいて、ドイツに暮らすユダヤ人を「他者」と規定することは、「ポリティカル・コレクトネス」の観点からは好ましくないとされている。言うまでもなく、相手を他者と認識することから差別や迫害が生まれ、ホロコーストへつながったという理解があるからである。したがって、戦後ドイツ(西)

の政治規範は、他者を作り出す枠組みの設定に否定的であり、民族や宗教の違いは市民生活においては本質的な問題ではないというのがその公的な立場であった。

しかし、実際のドイツ人とユダヤ人の政治的・社会的関係を見ると、*jüdische Mitbürger*（ユダヤ系同市民）という婉曲表現が逆説的

にも示すように、ユダヤ人はドイツにおいて他者であるという認識の上に両者の関係が築かれている。その出発点にはまず、ユダヤ人の側が、ドイツ人をホロコーストの責任を負う者として、他者と規定してはばかりなかつたことがある。また同時に彼らは、ドイツ人から他者と見なされることを、それが反ユダヤ主義や排外主義に転化しない限りにおいては、拒否してこなかつたのである。

これは、ヒトラー以前のドイツで、多くのユダヤ人が自らを「ユダヤ教徒のドイツ市民(deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens)」と定義していたのとは対照的である。自分たちが他のドイツ人と異なる点は宗教だけだとするこの呼称には、法の前での平等を保障する国民国家において市民としてのあり方を肯定するユダヤ人の姿が反映されていた。しかし現在では、「ユダヤ教徒のドイツ市民」という呼称は、恥ずべき「同化ユダヤ人」として、ほとんど蔑称として使われている。ではなぜホロコースト後のドイツのユダヤ人は、むしろ他者としてのあり方を肯定するに至ったのか。

1 他者性の肯定

これにはまず戦後ドイツのユダヤ人社会の形成をふり返る必要がある。ユダヤ人ゲマインデは、ホロコーストを生き残った約1万5千から2万人のドイツ系ユダヤ人により結成された。そこに、DP(Displaced Persons)として戦後に東欧からドイツにやって来たユダヤ人が加わることで、戦後ユダヤ人社会の原型が誕生した。大半が中高齢者であったドイツ系ユダヤ人生存者とは異なり、DPは比較的若く、次世代を生み育てることができたため、1950年代初頭にはすでに東欧出身者がドイツ系ユダヤ人を数の上で凌駕していた。つまりこれは、最初から国籍も、言葉も、宗教的な潮流も違うユダヤ人が集まった非均質的な移民社会であった²。戦後、「ユダヤ教徒

のドイツ市民」という呼称が使われなくなつたのには、ユダヤ人が「ドイツ市民」の意味するものに懐疑的であったことがあるが、それ以前に、ゲマインデ参加者の大半がドイツ出身者ではなかつたゆえ、自分たちを「ドイツ市民」とは見なし得なかつたからである(現在ではかつてのDPやその子孫はたいていドイツ国籍を取得している)。

こういったさまざまな背景を持つ人間をつなぐ共通項は、自分をユダヤ人と理解しているという一点に尽きる。国籍や言語といったものより上に、共通の迫害体験によって強化された歴史的な同胞意識があり、自分たちは「ユダヤ世界」に属しているという感覚があった。つまり彼らは、象徴的な意味において、価値中立的で法的には無色透明な市民としてのあり方を拒否していたと言える。むしろ、自らのユダヤ性、民族性を肯定し、これに対してドイツの側からの認知を求めてきた。

では、ユダヤ人としてのあり方にドイツ側の認知を求めるとは具体的にどういうことだろう。これは外に向けては、自分たちはドイツに対して必ずしも帰属意識を持たないという姿勢を公にすることに現れていた。たとえばユダヤ人ゲマインデには、たいていイスラエルの国旗と地図が掲げられているが、逆にドイツ国旗が掲げられることはめったにない。実際、ゲマインデは長い間、ユダヤ人をイスラエル移住へ準備する場所であると位置づけられてきた。したがって毎年5月にはイスラエルの建国が祝われ、青少年にヘブライ語教育がなされてきたのである。イスラエルの建国から時間がたち、ドイツからの移住がそれほど現実的ではないと理解されるようになつてもなお、この方針が放棄されることなく、今度はイスラエルとディアスポラの連帯といった観点から青少年教育がなされるようになった。

さらにドイツへの帰属心の欠如は、ユダヤ人が「歴史的背景」から兵役を免除されてい

ることにも現れている。イスラエルの兵役に志願するユダヤ人はいたが、ドイツ連邦軍に入隊したいと願うユダヤ人は皆無であった。ヒトラー後のドイツの軍隊に特別な意味が付与されてきたことを認めるとしても、国民の軍隊へ参加するということが国民統合のひとつのバロメーターであった歴史を考えると、兵役拒否にこめられたメッセージは明白である。

しかし、こういった事例は、イスラエル国家への帰属心の表明であるとは必ずしもいえない。すべてのユダヤ人がイスラエルに「帰還」する権利を有する以上、むしろイスラエルに住みたくないためにドイツにいるという面が多分にある。しかし、自分をドイツ人だと考えるには抵抗があり、ユダヤ世界というむしろ漠然とした存在を精神的な拠り所としてきたといえる。それへの帰属はあくまで任意であって、政治的な強制力を伴わないからだ。しかし、イスラエルでもなくドイツでもないという具体的な所属のない状態に長期間とどまることは、不安定な根無し草の状態を強いるものであり、これを飲み下すには自らの他者性を肯定することなしには不可能であつただろう。

2 「ユダヤ人としての権利」とは

ユダヤ人として生きることは、アイデンティティという抽象的なレベルにとどまらず、実生活のなかで「ユダヤ人としての権利」を求めることがある。しかし、「ユダヤ人としての権利」という言葉 자체が、本質的に矛盾をはらんでいる。法律というものは、本来宗教や民族に対しては無色透明であり、市民としての個人の権利は確かに存在するが、「ユダヤ人としての権利」というものが存在するのだろうか。ヒトラーが「ユダヤ人」という別個の法的なカテゴリーを作った以上、そのようなものの存在は否定されるべきなのではないか。

ところが現実に「ユダヤ人としての権利」というものが行使され得るのが、補償という領域である。しかも、ここにおける「ユダヤ人」とはナチの人種定義によるものである。その理由は、法的な救済は損害からしか定義されない以上、損害を受けたところの集団を把握するためには、ナチの定義に立ち戻らざるを得ないからである。

しかし実際には、連邦補償法をはじめ、ドイツの補償関連の法律では、「ユダヤ人」という表現はほとんど出てこない。適用対象は「人種・信仰・ナチズムへの反対、もしくは世界観を理由に迫害されたもの」であるという、被迫害集団を形容する決まった言い方があり、ここではユダヤ人はほかの犠牲者、たとえば社会主義者やロマ、同性愛者などと区別不可能なはずである。しかし、ユダヤ人は一般的なナチ犠牲者としてではなく、「ユダヤ人」としてこうむった迫害による被害の認定を求める。では、どのようにユダヤ人と非ユダヤ人の犠牲者を区別するのか。

この作業をするのが政治である。法の運用においてドイツ人とユダヤ人の区別をし、ユダヤ人に対して一種の特恵待遇を与えるのが、戦後ドイツ政治の特色である。そしてこの特恵待遇は、個人のユダヤ人に対するものではなく、集団としてのユダヤ人に与えられる権利として表現される。個人のレベルでの補償は当然であるが、集団が有する権利とは何かを決めるとすると、これはあきらかに政治の問題であるからだ。

では、集団として彼らが享受する権利とは、具体的にはどのようなものか。この最たる例は、ユダヤ人に対する包括的補償合意である1952年のルクセンブルク協定である³。これは、イスラエルという、損害が発生した時点ではまだ存在していなかった国に対する事実上の国家賠償であると同時に、イスラエル外に居住するユダヤ人も救済対象となっている。つまり、ユダヤ人犠牲者が国籍を超えたひと

つの総体として扱われているのである。ここでドイツ国内のユダヤ人は、ユダヤ人ナチ犠牲者の総体を構成する小さな集団に過ぎない。

また、ユダヤ人犠牲者の総体を擬似的な法的主体として扱う例は、国内でのユダヤ人財産の返還の際にも見られる。ここでは相続人のないユダヤ人財産の処分が問題となる。相続人不在の財産は通常国庫に帰属し、これはドイツの場合、迫害者が犠牲者の財産を相続する結果になるため受け入れられない。しかし特定の個人への返還が不可能である以上、迫害の犠牲者であるユダヤ人という総体を権利者と見なし、これに財産を信託するという形で返還せざるを得なくなる。このような理由で、世界中のユダヤ人犠牲者を代表する組織として「ユダヤ人継承組織」と呼ばれる団体が作られ、これに相続人のない財産が返還された⁴。継承組織は返還された財産を売却して、売り上げを世界中のホロコースト犠牲者の援助のために分配したが、ここで留意すべきは売却益の受益者の範囲であろう。継承組織に返還されたユダヤ人財産は、ドイツ国内に存在するものに限定されていたが、その売却益により恩恵を受けるのは、ドイツ出身者である必要はない。つまり、ユダヤ人犠牲者は殺された同胞が残した財産に対して権利を有すると考えられたのであり、ここではユダヤ人個人はユダヤ人の総体に包括されるという理念が反映されている⁵。

だが、ユダヤ人として被った損害を認定し、集団に対して権利を与える方針は、むしろドイツ的例外であることに言及する必要がある。たとえば、原則として宗教や民族的所属を不問と付すフランスでは、「ユダヤ人」としての損害の特殊性は認められない。法の前でユダヤ人は無色透明であり、戦争被害を被った一般のフランス人との区別は不可能である。しかし現実には、ユダヤ人はヴィシー政権下においても、ドイツ軍占領地域においても、「ユダヤ人」であることを理由に迫害された。と

ころが戦後に共和制の平等主義が復活すると、ユダヤ人の損害の特殊性は見えなくなり、一般的の戦争犠牲者の中に埋没する結果となった。このため、差異化によりすでに不利益を被った者が、平等の原則によって再び不利益を被るという事態が起こるのである。実際に、フランスにおいて相続人不在のユダヤ人財産は国庫に入った⁶。同じような例は、他のヨーロッパ諸国でも見られた。

ユダヤ人に特恵待遇を与えることで、彼らの置かれた状況の改善を図ったドイツであるが、ユダヤ人以外のナチ犠牲者—社会主義者・共産主義者、同性愛者、シンティ・ロマなど一に対し、これを集団化して差異化するという方針がとられたかといえば、決してそうではない。まず、これらの集団に対し、ルクセンブルク協定のように特定の被迫害者集団を権利者と見なすような包括的な補償がなされることとはなかった。独自の国家を持たず、複数国家に居住する民族であるという点で、迫害当時のユダヤ人の状況と類似しているシンティ・ロマに対してさえ、別枠での包括的な補償はなされていない。彼らの場合には、人種的観点から迫害がなされたという事実の認定にさえ時間がかかった。また、返還法の規定からすると、社会主義者継承組織やロマ人継承組織の設立は理論的には可能であったが、これが議論された形跡はないのである。

ユダヤ人と非ユダヤ人のナチ犠牲者に対する補償の差が生まれる原因是複合的なものだ。だが、ユダヤ人自らが集団としての差別化を求めた事実が大きく影響していると思われる。特定の犠牲者をひとつの集団として扱うということは、定義して選別するということ、つまり再び「他者」としての烙印を押すということも意味していた。ユダヤ人がそれを肯定したことが、彼らを他の犠牲者から決定的に隔てていたのである。

3 特恵待遇の問題性

では、ユダヤ人の側はこのような差別化に対し、どのような姿勢を示してきたのだろうか。彼らは積極的な格差是正策という観点から、差別化をむしろ当然のことと見なしてきた。そうでなければ、長期の迫害により他のドイツ人と同じスタートラインに立っていないかったユダヤ人は、戦後にさらなる不利益を被ることになったであろう。しかし、肯定的な意味での差別化と言えど、その枠組みの恒久化は弊害を生みやすい。差別化による権益を守るということが集団にとって重要なからである。

これは、戦後ユダヤ人指導層の、特殊な政治傾向を説明するだろう。ユダヤ人は歴史的に左翼政党を支持する傾向があったが、戦後のユダヤ人指導層は、むしろ CDU に代表される保守政党と結びついてきた⁷。ナチ時代からの連続性を批判され続けた保守政党にとって、ユダヤ人共同体の政治的・経済的な庇護者としての役割は、ドイツの「再ナチ化」への疑念を抱く諸外国に対する、自らの民主主義的性格の「アリバイ」となっていたのである。逆にユダヤ人にとっては、ユダヤ人中央評議会 (Zentralrat der Juden in Deutschland) を政治的な窓口とするむしろ閉鎖的な集団を、ひとつの単位として別枠で扱ってくれる保守体制はいろいろと都合がよかつた。個人としてのユダヤ人は SPD 支持者であったかもしれないが、集団としてのユダヤ人は、特恵待遇を認めてくれる保守体制と結びつき、これによって共同体の基盤強化を図ってきたのである。逆に、普遍的な価値観を掲げ、階級や民族といった分類を超えることを目標とする政党のもとでは、ユダヤ人としての権益を守ることは逆に難しかったのではないだろうか。

このように特殊な政治環境は、腐敗を生む原因となった。80 年代末にはユダヤ人中央評議会会长のヴェルナー・ナハマンによる補償金横領事件があったが、ナハマンはナチの過

去を問題視された首相キージンガーとの個人的な親交で知られていた。また、ユダヤ人ゲマインデは教会税（シナゴーグ税）として税金による補助を受けるにもかかわらず、ゲマインデ運営は不透明で、これまでもたびたび批判されている。

特恵待遇の最たるものは、連邦政府がユダヤ人中央評議会と 2003 年に調印した、「Staatsvertrag 国家契約」であろう⁸。これは、ドイツはホロコーストに責任があるゆえ、政府はドイツでのユダヤ人社会の再建を支援するという立場に立ち、中央評議会に対して年間 300 万ユーロの補助を約束したものである。つまり国家が国内のユダヤ人共同体の存続を保障しているといえる。こういった約束は、これまでキリスト教会とも交わされたことはなく、ましてや国内のイスラム団体とは到底考えられない。ここには、戦後ドイツにおけるユダヤ人社会のあり方が凝縮されている。ユダヤ人が他者であるという認識が制度化され、ユダヤ人社会の運営自体、これなしでは困難な状況が浮かんでくる。

第二次世界大戦が終結したとき、ドイツでユダヤ人社会がよみがえることはないであろうと言われた。移住と高齢化で遅かれ早かれ消滅するであろうと見なされていたユダヤ人ゲマインデは、現在、登録者約 10 万 7 千人にまで回復した。そのうち 9 割以上はドイツ統一後に移住してきた旧ソ連出身のユダヤ人である。彼らこそ、ドイツのユダヤ人社会再建のために、特別に移住を許可された者たちである。

他者性の肯定は、戦後ドイツのユダヤ人の場合、集団の存続そのものを可能としたとはいえないだろうか。

【注】

¹ 本稿は、2006 年 6 月のドイツ学会の報告原稿に加筆したものである。対象は西ドイツであり、東ドイ

ツは扱っていない。

²拙著『戦後ドイツのユダヤ人』(白水社 2005 年) 39-63 頁を参照。戦後のユダヤ人共同体の形成については、以下を参照。Harry Maor, *Über den Wiederaufbau der jüdischen Gemeinden in Deutschland seit 1945* (Diss. Mainz, 1961); Jael Geis, *Übrig sein—Leben "danach"* (Berlin 1999); Jay Howard Geller, *Jews in Post-Holocaust Germany 1945-1953* (New York 2005)。

³1952 年 9 月 10 日、西独政府はイスラエルに対し、12~14 年間で 30 億マルクを物資で支払うことを同意した。イスラエル外に居住するユダヤ人ナチ犠牲者を代表する「対獨物的損害請求会議(Jewish Material Claims against Germany)」に対しても、4.5 億マルクの支払いを合意している。

⁴ユダヤ人継承組織については、拙著 Ayaka Takei, *The Jewish People as the Heir: The Jewish Successor Organizations and the Postwar Jewish Communities in Germany* (Ph.D. thesis, Waseda University, Tokyo 2004); 武井彩佳「戦後ヨーロッパの相続人なきユダヤ人財産：90 年代の返還問題の起源とドイツのユダヤ人継承組織 (JRSO)」『史観』第 151 冊 (2004) 69-85 頁。

⁵個人の権利者が存在しない場合は、集団としてのユダヤ人を集合的な権利者と見なすという方針は、現在でも維持されている。東独の崩壊後、領内のユダヤ人財産の返還が問題となったが、この時も相続人のない財産については、前述のユダヤ人請求会議が返還請求権を得た。

⁶この問題性が問われるようになったのは、1990 年代後半になってからである。アメリカでフランス企業に対してユダヤ人財産の返還補償訴訟が提起されたため、フランスも近年ユダヤ人の損害の特殊性を認める形で補償に踏み切っている。この点については、拙稿「ユダヤ人財産の返還補償の再展開—アメリカにおけるホロコースト訴訟との関連で」『現代史研究』第 52 号 (2007 年 3 月発行予定) を参照。

⁷ユダヤ人に対する特恵待遇と、その制度化の弊害については以下を参照。Michal Bodemann, *Gedächtnistheater: Jüdische Gemeinschaft und ihre deutsche Erfindung* (Hamburg 1996.); Hans Jakob Ginsburg, „Politik danach—Jüdische Interessenvertretung in der Bundesrepublik,“ in: Micha Brumlik (Hg.), *Jüdisches Leben in Deutschland seit 1945* (Frankfurt am Main 1986).

⁸その前文には以下のようにある。「ドイツにおけるユダヤ人の生活に対してドイツ国民が有する特段の歴史的責任を意識し、さらに 1933 年から 1945 年の間にユダヤ人がこうむった計り知れない苦しみにかんがみて、またドイツにおけるユダヤ人社会の再建を支援し、ユダヤ教世界との友好関係を強化し深めたいと望むゆえに、連邦共和国はドイツ・ユダヤ人中央評議会と以下の契約を結ぶ。」
<http://www.zentralratjuden.de/de/article/1.html?sstr=staatsvertrag>